

社会福祉 あきた

NO.
320
2012.1.31



【写真】
「ご協力、お願いします!!」
(湯沢市)

12月中旬、湯沢市内のスーパーで行われた献血キャンペーン。湯沢翔北高校の生徒さんが、買い物客に献血を呼び掛けました。

P2 年頭のご挨拶

特集

P3 小坂町社協 『こさかわいわいエリア』

P6 政策要望に対する秋田県の回答と今後の対応

P11 平成23年度 ボランティア功労大臣表彰受賞
秋田県立湯沢翔北高等学校

P13 ◦「ふれあい安心電話」システム推進事業
◦「福祉のしごとセミナー」開催

P14 寄附金「税額控除制度」

P16 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

年頭のご挨拶

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

会長 佐々木 満

あけましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、今年一年が明るい話題にあふれた、良い年になりますように願っております。

昨年を振り返ってみますと、3月11日に発生した東北・太平洋沿岸地域に未曾有の被害をもたらすとともに私たちの生活にも多大な影響をもたらした東日本大震災に尽きるのではないかと思います。今もって原発事故による電力供給不足や放射能汚染など豊かな日本社会の根底を揺るがす問題となっておりますが、国民一人ひとりが生活のあり方を見つめ直し、県内の社協、施設、また、多くのボランティアの方々の被災地支援は、忘れかけていた人と人との「絆」の大切さを改めて再確認する機会ともなりました。

さて、本県は、先の国勢調査で人口減少が顕著という結果の中で、全国一の高齢県となったほか、自殺者数も減ってきているとはいえ、依然、自殺率は全国一が続くなど、社会福祉を取り巻く情勢は、少子・高齢化の進行、単身世帯の増加に加え、景気低迷による貧困問題等を背景として、高齢者・障害者はもとより、誰にでも深刻な生活課題が起こり得るものとなるなど、福祉ニーズはますます複雑・多様化しています。

一方、ライフスタイルや価値観の多様化、地域を取り巻く環境の変化や連帯感の希薄化によって、高齢者等の孤立が浮き彫りになっており、誰もが住み慣れた地域において、心豊かに、自立した生活ができるように「支えあい」の仕組みづくりを再構築し、活力のある地域社会の形成が求められております。

本会では、こうした住民が抱える生活福祉課題を解決するため、全县の各市町村社会福祉協議会と協働し、福祉・保健・医療・教育などを展開してまいります。この事業は、「地域の福祉課題の解決に向けて住民の参画を得ながら、高齢者や障害者、子どもなど地域で生活するすべての住民が安心して生活できるまちづくりに取り組むものであります。

本県は、これまでも、小地域ネットワーク活動の強化を始め、地域福祉サービスの拡充などに取り組み、福祉でまちづくりに大きな成果をあげておりますが、今後とも、誰もが安全に、安心して暮らしていける地域社会を実現するため、「地域福祉トータルケア推進事業」への協力を切にお願い申しあげる次第でございます。

これまでの皆様とともに培ってきた成果を活かし、引き続き地域福祉の推進に努めてまいりたいと存じますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

まずかたれ!

『こさかわいらいエリア』は、
みんながつながる みんなのサロン

平成23年4月1日、小坂町社会福祉協議会（以下「社協」）と花輪ふくし会という二つの社会福祉法人が手を取り合って準備をしてきた「こさかわいらいエリア」がオープンしました。



「だんらん」。温かみのある外観が印象的です。

わいらいエリアは、国道を挟んでみんなのお家「だんらん」（社

協）と、みんなのお店「わいらい」みんなの活動館「すきつぶ」（花輪ふくし会）が向かい合っています。

「だんらん」は近隣の地域住民、高齢者や障害のある方、乳幼児連れの母親、学校帰りの小・中学生、みんなの教室参加者等、利用者は



「わいらい」店内。花輪ふくし会の生産物、地場産野菜の他、喫茶や食事も充実しています。

多彩です。

また、近所には床屋、歯科医院、スーパーマーケットがあり、町の商業ゾーンの中にあることから、買い物行き帰りやバス待ちの休息に利用する町民も少なくありません。

一方、「わいらい」では花輪ふくし会の障害者自立支援事業の利用者らが作ったパンや比内地鶏肉、手工芸品販売や喫茶・食堂の他、地元農家が栽培した野菜類を販売しており、地域住民も買い物に訪れています。

「すきつぶ」では、ビーズを使った手工芸品の制作教室やパソコンを使ったハガキづくり等、障害のある方々の日常訓練の機能を提供しています。この他に数十種類ものマッサージパターンを持つローラー式マッサージ機やエアリー式フットマッサージ機（4台）、筋力トレーニングマシンやエアロバイクを置き、障害のある方々のリハビリのみならず、地域住民の介護予防や体力づくりにも一役かかっており、「すきつぶ」に通うことを楽しみにしている高齢者の姿も見られました。



「すきつぶ」館内。マッサージを楽しみにしている方も多そうです。

こさかわいらいエリア構想の経緯

◆町の概要◆

小坂町は十和田湖に面した青森県境にある山間の町で、人口6,058人、世帯数2,597、高齢化率37.3%（いずれも平成23年9月1日現在）、平成22年の出生数27人となっています。

小坂町は明治から昭和にかけて小坂鉱山・小坂製錬所とともに栄え、今も当時の建物が数多く残る町です。しかし、主要産業の一つ

であった小坂鉦山の閉山に伴い、人口の減少、少子化、高齢化など、県内他市町村同様に解決すべき課題を抱え苦慮している町でもありません。

町内の介護等サービス基盤の整備状況は、特別養護老人ホーム2カ所、特定高齢者施設1カ所、生活支援ハウス1カ所、障害者支援施設2カ所、デイサービス4カ所（うち1カ所は認知症対応型）、グループホーム1カ所です。

◆エリア構想のきっかけ◆

介護サービス基盤について、施設は一定整備されてきていますが、在宅高齢者への対応などの課題もあつた中で、平成20年度に厚生労働省の交付金を受けて、「小坂町介護政策マーケティング・リサーチ事業」を実施することになりました。この事業は、たとえ要援護高齢者となっても住み慣れた小坂町で豊かに暮らすことができ、地域づくりを目指し、ソフト・ハード両面から総合的な基盤整備プランを策定することを目的としたものでした。

このプランの取りまとめ過程で、「空き住宅活用モデル事業」

「認知症高齢者への理解と支援」、「多世代交流拠点」などの具体的な意見・提案が出され、みんなのお家「だんらん」の企画・実現へとつながっていきました。

◆花輪ふくし会との出会い◆

社会福祉法人花輪ふくし会は小坂町に二つの障害者支援施設を持つっており、障害者の地域生活移行支援を進めようと、小坂町内に拠点を探していたところ、社協と同じ物件に興味を持ち、両者が歩み寄るきっかけとなりました。

ここから、「同じ建物で同居すれば、何か一緒にやれることがあるかもしれない」という思いが生まれ、「エリア構想」へと協議が発展していきました。

◆エリア構想とは◆

地域住民と協働して、支え合い、助け合いの地域福祉実践や高齢者の介護予防などの事業を展開してきた法人と障害者の地域生活支援体制の拡充を図ろうとしてきた法人。この二つの法人の共通するキーワードは、「いきがい」「就労」「交流」「啓蒙や理解」であり、元気な高齢者のマンパワーを発揮す



こだわりの「薪ストーブ」と囲炉裏。

る拠点づくりを連携して組み立てて行くことです。

つまり、二つの異なる社会福祉法人が連携・協働して、子どもから高齢者まで、また障害の有無に関わらず、誰もが気軽に集える拠点整備を進めることで、安心して豊かに暮らし続けることができる地域づくりの実現を目指す、というものです。

◆協働のメリット◆

計画を進める中で、花輪ふくし会との協働のきっかけとなった物件が条件に合わずに断念。同一拠

点の発想は消滅しましたが、それでも連携・協働の方向性は変わりませんでした。

それは二つの法人が、同じ目的で、地域での拠点づくりを通じて連携・協働することのメリットを感じていたからに他なりません。

- ・お互いの得意分野を最大限活用できる
- ・人的つながりが強まり情報量が増加する
- ・事業の幅が広がり、課題解決ケースの増が期待できる

◆小坂町の協力◆

エリア構想の実現に向けては、小坂町の大きな協力もありました。

前述の介護政策マーケティング・リサーチ事業による調査を踏まえた検討委員会の場から町の担当部局に同席してもらい、福祉エリアの必要性に理解を深めてもらうよう配慮してきました。

その後、具現化に向けた委員会では、国の「地域介護・福祉空間整備交付金」を財源として活用を図るため、町としての事業化に向けて、一年近く熱意を持って協議を重ね、事業の必要性を十分納得

してもらったうえで、事業申請を
実現させた経緯があります。

国の交付金・補助金を活用する
には行政の理解・協力的には実
現が困難であり、日ごろからの信
頼関係づくりが重要です。この点
で、法人と小坂町との日常的な関
係づくりが奏功したともいえま
す。

「だんらん」における実践状況

◎多世代交流（ふれあいサロン）

・誰もが気軽に集える居場所
◎介護予防（生きがい・仲間・健
康づくり）

・「みんなの教室」
折り紙、絵手紙、フラダンス、
パソコン、パッチワーク、着
付け

・「みんなの展示場」

趣味の作品等の展示

◎子育て支援：託児

◎ボランティア拠点

・だんらん応援団
・傾聴ボランティアの会

「一休さん」サロン開催

◎総合相談（職員2名常駐）

・心配ごと相談
・専門相談の実施



「みんなの教室」講師は町のボランティアです。

◎エリアのイベント

・町民向けセミナー

・夏祭りなどのイベント開催

◎「だんらん」イベント

・ミニコンサート

・いろいろの日（1月～3月の15
日）

ごはんだけ持ち寄りのサロン
（汁物は「わいわい」から有
料提供）

【エリアを核とした新たな地域福 祉実践への期待】

二つの法人が連携したこと、拠
点となる「エリア」を町の中心街

区に作ることでできたことで、二
法人の持つ特性や専門性を集中的
に配置できたこととなります。

一つは、「だんらん」に福祉活
動専門員・在宅福祉相談員、「わ
いわい」・「すきっぷ」には、障害
者の地域生活移行支援の職員が常
駐していることによる高い専門性
が挙げられます。

このことで、それぞれの法人で
実践している相談機能に、エリア
利用者や地域住民から生の情報が
加わり、地域の状況、支援が必要
な方々の状況が把握しやすくな
り、適切な支援をより迅速な提供
につながる可能性があります。
また、両者が情報を共有すること
によって高齢者・障害者のみなら
ず、子育てからメンタルヘルスマ
で、支援の総合力も格段に向上し
ます。

もう一つは、高齢者参加型の多
世代交流を看板にすることで、そ
のマンパワーをいかに発揮す
る環境が作られたことです。

だんらん応援団や傾聴ボラン
ティア、認知症サポーターなどの
人材育成と同時に、エリア全域で
の活動の場が確保できることで、
主体的な関わりが期待できます。

小坂町社協では、エリア構想の
実現へ向けた取り組みの過程で、
「連携」することから始まる可能
性の広がりを実感し、より多くの
関係機関・団体等とつながること
を意識しながら、町民が「この町
に住んでよかった」と思えるよう
なまちづくりを目指しています。

「こさかわいわいエリア」は、
二法人のそれぞれの事業展開から
一歩進んだ形で、「拠点」を核と
した地域福祉・障害者支援の実践
のスタートを切りましたが、そこ
に「連携」という要素が加わった
ことで、視点・発想・行動に一層
の幅が生まれてくることを改めて
実感したといえます。

「拠点」はそれのみで価値が生
まれるのではなく、地域ととも
に成長すること、地域住民の共通
の財産として継承されることがそ
の価値でもあり、今後は「継続」
を視野に加え、町民みんなに愛さ
れ続けるエリアづくりを期待しま
す。



政策要望に対する 秋田県の回答と 今後の対応

秋田県地域福祉推進委員会では、平成23年9月5日に秋田県健康福祉部長あて社会福祉関係の政策要望を行いました（前号掲載）。今回は要望に対する県の回答と今後の対応についてお知らせします。

高齢福祉関係

○特別養護老人ホームにおける居室要件の緩和策について、本県の地域実情に応じた施設整備の居室のあり方及び個室ユニットケアの充実に向けた総合的な推進策を示していただきたい。

回答

特別養護老人ホームの整備（新設、増設、改築）については、利

用者の尊厳維持やプライバシー保護等の観点から、個室ユニットを推進しています。

厚生労働省社会保障審議会介護保険給付分科会でも個室ユニットが望ましいとしており、知事会等で低所得の方でも利用可能な制度とするよう国へ要望しています。

しかし、個室ユニットに関しては従来型（多床室）に比べて利用者負担が高く利用できないとの声があることから、平成24年度以降に関しては従来型の整備も認める方向で検討しています。

個室ユニットケアの充実については、より質の高い介護サービス提供につながるようユニットリーダー研修や施設長研修の受講機会の確保に引き続き努めます。

【今後の対応】

特別養護老人ホームの整備は、各保険者の介護保険事業計画に基づき実施されることから、現在策定している次期計画（平成24～26）に位置づけるよう各保険者に要望して

いくなど関係団体と協議していきます。

○介護支援専門員の更新研修について、効率的な開催に向けた負担軽減策を講じてほしい。

回答

介護支援専門員更新研修は5年の更新期間内に受講を義務づけられています。日常業務を抱えている受講は時間的負担があり、遠隔地から参加した場合の宿泊など経済的負担が発生することも認識しています。

国の実施要綱では、適正な教材及び方法による指導と評価を行うたうえでの通信学習といった在宅学習を可能としています。今後、教材や複数会場で開催する際の講師の確保、実施にあたっての受講料への影響などを考慮しながら、効果的な実施方法を模索し検討していきます。

【今後の対応】

厚生労働省でカリキュラムや更新研修等のあり方を検討しており、日本介護支援専門員協会を通じて効率化を働きかけていく予定であるため、その結果を踏まえて関係団体と協議していきます。

障害福祉関係

○地域自立支援協議会の活性化に向けて、県相談支援アドバイザーの積極的な活用PRや市町村への専任相談支援専門員の設置、事務局を担う市町村行政の意識を高めるよう働きかけてほしい。

回答

県内24市町村で地域自立支援協議会（以下「協議会」）を設置済みですが、部会をつくり活発に活動している市町村がある一方で、年1回程程度の全体会のみなど活動に差異がみられます。

協議会は平成24年4月1日から法律上位置づけられるため、未設置の市町村に対しては秋田県相談支援アドバイザー等を通じて設置に向けて支援していきます。

また、設置済みの市町村であっても一層の活動強化を図る必要性があることから、同アドバイザーを派遣し、困難ケースや地域づくりへの対応、協議会の運営に対する指導などにより、障害福祉サービスの向上や相談支援体制の強化に努めていきます。

また、相談支援の充実等についても現行の指定相談支援事業者が指定特定相談支援事業者へと移行し、事業者指定を市町村が行うほか、障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対してサービス利用計画を作成するとともに、障害児の相談支援も指定特定相談支援事業者等が行うこととなります。

県では同アドバイザーを活用し、相談支援従事者研修事業やスキルアップ研修事業の実施により、相談支援に係る人材の養成等

に努めていきます。

※県アドバイザーの主な役割

- ①地域のネットワーク構築（地域自立支援協議会等）に向けた指導、調整
- ②困難事例に対する助言
- ③相談支援従事者のスキルアップに向けた指導

【今後の対応】

改正障害者自立支援法により平成24年4月から市町村における相談支援体制の充実が図られるため、その状況をみながら関係団体と協議していきます。

○「障害者施設等工賃倍増支援事業」の継続や障害者就労に関する独自の対策を講じてほしい。

回答

「秋田県工賃倍増5か年計画」に基づき、「授産施設等活性化支援事業」による生産技術等のノウ

ハウを持つスタッフの事業所への配置や「障害者自立支援基盤整備事業」による生産設備の取得に対する補助等を通じ、障害者施設における工賃向上を総合的に推進してきました。

特に「障害者施設等工賃倍増支援事業」（以下「工賃倍増事業」）では、①研修会・ネットワーク会議の開催による工賃向上の考え方の学習や各事業所の取り組みの共有、②「工賃向上アドバイザー」の派遣による個別的・継続的な経営指導、③県と企業との包括協定を活用したローンソンの授産施設等製品の販売実施等を通じ、各事業所において工賃向上に取り組みるよう支援しています。

その成果として、平成19年度と22年度の平均工賃月額を比較すると、施設全体では867円向上しており、特に就労継続支援B型事業所では、平成19年度と比較して3,705円、21年度からは1,644円の向上と過去最高の向上幅となり一定の効果が認められます（※22年度は速報値）。

しかし、身体・知的入所授産施設においては依然として工賃の低下傾向が継続するなど、施策の効果が十分に発揮されていない施設種別も存在します。

工賃倍増事業は本年度が終了予定年度で、来年度以降の国庫補助の状況等も不明確ですが、障害者施設における工賃向上が一層図られるよう、これまでの工賃倍増事業の成果を検証し、他都道府県の内容や規模、実施等について検討していきたいと考えています。

【今後の対応】

平成24年3月の全国社会就労センター協議会総会において国に要望していくほか、厚生労働省から財務省への働きかけの動向をみながら今後の対応を協議していきます。



児童福祉関係

○児童福祉施設等最低基準の県条例策定に伴い、県内児童福祉施設関係者の意見を主張、反映できる機会を確保してほしい。

回答

平成23年4月28日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立したことにより、都道府県は児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準を定めなければなりません。

都道府県で条例を定めるにあたり、児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等について厚生労働省令の基準により定めること、また前記の他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌することとあります。

県では厚生労働省から示される基準を基に、県内児童福祉関係者の意見を反映させながら条例制定を行っていきたいと考えています。

【今後の対応】

平成25年4月の条例施行に向けて、県担当課と関係団体と連携しながら対応していきます。

○児童相談所職員の人材確保と関係機関とのネットワークづくりに向けた対策を講じるとともに、担当職員のスキルアップを図る機会の確保等を整備してほしい。

回答

児童相談所の職員については、今年度、県内3か所の児童相談所で2名の正職員を増員し、非常勤職員3名を新たに雇用して職員体制の強化を図っています。

また職員のスキルアップのため、昨年度に引き続き家族再統合促進事業として県外講師を招いた研修のほか、新たにコモンセンス・ペアレンティングトレーナー養成講座等の外部研修への職員派遣など、知識や技術を習得する機会の確保に努めていきます。

※コモンセンス・ペアレンティング

は、アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のプログラムです。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待予防や回復を目指すものです。

【今後の対応】

本県では児童福祉司が数年で人事異動し、専門性の蓄積が困難な状況にあるため、国の配置基準よりも手厚い配置を求めていくなど関係団体と協議していきます。

○本県における基幹的職員設置に向け、早期の養成研修実施と「基幹的職員加算」の予算措置をお願いしたい。

回答

今年度に児童養護施設や母子生活支援施設において中心的な役割を担う職員を対象として研修を実施し、受講した職員を基幹的職員として認定します。

認定した職員がいる施設については、平成24年度から「基幹的職員加算」を算定する予定で、来年度の予算措置を要求しています。

【今後の対応】

平成22～23年度で4名の指導者を確保して12月～2月にかけて基幹的職員養成研修を開催する予定のため、今後は基幹的職員加算の予算措置の結果をみながら対応を協議していきます。

地域福祉・社会福祉協議会関係

○日常生活自立支援事業における基幹的社協の県内全市への早期設置と基幹的社協への専門員の複数配置をお願いしたい。

回答

平成19年度以降基幹的社協を増設し、現在は6か所の体制で事業を進めています。平成22年度末現在、専門員一人あたりの利用者

数は平均39件で、国で示している目安を超過しています。

一方、各地区の利用者数をみると、鹿角21人、県北33人、能代山本50人、中央43人、大仙仙北45人、県南43人と、地区によって差がみられます。

これらを踏まえ、県としては専門員の管轄範囲や機動性、また各地区の利用状況等を考慮しながら基幹的社協の増設や専門員の複数配置等について、検討していきたいと考えています。

【今後の対応】

平成24年度予算において由利本荘市への基幹的社協設置の予算措置を要望していますので、その結果を踏まえて県と協議していきます。

○児童相談所における専門職の確保が急務であるため、県内児童相談所への社会福祉士の任用をお願いしたい。

回答

社会福祉士は専門的知識及び技術をもって福祉に関する相談、助言、指導、調整その他の援助を行う者として、福祉周辺分野におけるニーズが高まっていると認識しています。一方で業務独占資格ではないことから、任用等におけるメリットが十分に働いていないとかがっています。

児童相談所においては、増加傾向にある児童虐待への対応など児童問題に関する専門的知識を持った児童福祉士の配置が求められています。現在は一般の事務吏員が定期人事異動により配置されており、児童福祉行政の経験年数の少ない者が児童福祉士として勤務するため対応に苦慮している実態があります。

児童福祉司に必要な専門性を確保するためには、5〜10年程度の経験が必要であり、専門職の採用も一考されますが、現在県職員採用の募集職に福祉職を設けておらず、社会福祉士を要件として採用していません。

県では平成25年度までに職員数を3,300人に縮減する定員適正化計画を実施しており、財政的な制約も厳しくなっていますが、社会福祉士の専門性について認識を共有しながら、実情にあわせた任用を関係機関ともども努めていきたいと考えています。

【今後の対応】

改正障害者自立支援法により平成24年4月から市町村に「基幹相談支援センター」が設置され、同年10月施行の障害者虐待防止法に伴い「障害者虐待防止センター」が設置されることを受け、平成23年12月12日付けで県内市町村長あてに社会福祉士の配置について要望しています。

○精神障害に対する理解向上と早期発見・早期治療に向けて取り組んでほしい。

また、指導者への教育の機会確保や相談機関の設置など具

体的な対策を講じてほしい。

回答

これまで教育庁各課において「心身の健康問題」への対応の中で取り組みを進め、心理相談員、精神科医師等への相談や助言に結びつけています。今後も研修会等を通じて教職員の理解を深めつつ、早期発見・治療に結びつこう取り組むたいと考えています。

また、精神疾患の理解向上と早期発見・治療につなげるための普及啓発については、児童・生徒に及ぼす影響も慎重に検討したうえで、適切なメッセージと媒体等により対処すべきであり、今後、担当部署と検討していきたいと考えています。

教職員については、取り巻く社会環境が複雑かつ多様化し、ストレスを受けやすい状況にあることから、精神疾患等の予防・早期対応のための相談窓口の設置や研修等を実施しているため、取り組みを充実させたいと考えています。

〈理解向上と早期発見・早期治療に関する取り組み〉

■スクールカウンセラーの配置

各学校にスクールカウンセラーを配置し、不安や悩み等を抱えた精神的に不安定な児童生徒、保護者、教職員に対するカウンセリングを行います。また教職員や保護者に対し、児童生徒の臨床心理に関する指導・助言、情報提供等も行います。

■スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置

総合教育センターや3つの教育事務所にSSWを配置し、問題を抱えている児童生徒や保護者、関係機関(福祉、医療、警察等)との連携を促進し、問題の早期発見及び早期対応に努めます。

■「精神保健相談事業」の実施

精神科相談医を委嘱して、児童生徒への適切な相談活動や保健指導ができるよう専門的知識の研修を行い、事例検討により教員の資質や能力向上を図ります。

■ケース会議等の開催

心のケアが必要な児童生徒に対

して、生徒指導の取り組みとして「子どもを語る会」や「ケース会議」を開催して早期発見・早期対応に努めています。

■精神科医師との連携

・学校医に精神科医師を配置し、児童生徒のほか教職員への相談体制を確保しています。
・主に発達障害に対応する専門家・支援チームがあり、相談を受けた場合に所属医師を通じて精神科等へつないでいます。

〈教職員に対するケア〉

■メンタルヘルス事業の実施

ストレス等の相談窓口を設置し、教職員のストレス解消などに努めています。

■職員研修の実施

中堅教員10年研修や新任教頭研修等を通じて教職員の精神疾患等の予防・早期対応の充実に努めています。

■サポートブックの発行

教職員への心のケア、指導・啓発のため「管理職のためのメンタルヘルスサポートブック」を発行

(平成19年3月) しています。

【今後の対応】

増加率が高い「うつ病」や思春期年代の発症率が高い「統合失調症」など精神疾病特有の症状に関する知識習得に向けたカリキュラム導入を要望するなど、県の取り組みを見極めながら関係団体と協議していきます。

○本県の地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを確立してほしい。

回答

本県では平成20年に地域ケア体制整備構想を策定し、その推進を図るため「地域ケア構築実践セミナー」を開催するなど、住み慣れた地域や家庭での生活を継続できる環境づくりを進めてきました。地域包括ケアシステムは、基本的には各市町村において地域や日常生活圏域毎のニーズを把握し、

活用できる資源等を勘案しながら構築するもので、県としては各市町村における第5期介護保険事業計画策定や当該システムの構築過程において必要な支援をしていく考えです。

また、地域包括ケアシステムの充実を図るには幅広い分野の地域資源の活用が不可欠であることから、在宅医療推進やバリアフリー促進、日常生活支援の仕組みづくりなどへの支援に取り組めます。

さらに、社会福祉協議会では、県民総参加で支え合う「福祉のまちづくり」の実現に向け、地域福祉トータルケア推進事業や人材の育成を進めていることから、相互に連携を図りながら地域包括ケアシステムの確立を図っていきます。

【今後の対応】

市町村介護保険事業計画策定にあたり、地域の実情を反映させるよう市町村に要望していくなど、関係団体と対応を協議していきます。



平成23年度
ボランティア功労
厚生労働大臣表彰受賞!!
秋田県立湯沢翔北高等学校



大臣表彰の表彰状と記念品を手にする3年生の柿崎直樹さんと渡部香純さん。

湯沢市にある湯沢翔北高校（西
聡 校長／生徒数684名）は、
平成23年4月1日、湯沢北高校と
湯沢商工高校が統合した新しい高
校です。

このたび、これまでの両校の功
績が認められ、ボランティア功労
の厚生労働大臣表彰を受賞しまし
た。

学校統合前から、両校でボラン
ティア活動を行ってきたおり、湯
沢商工高校では車椅子修理や冬期
の除雪ボランティア活動等に取り
組み、湯沢北高校では特別支援学
校や福祉施設での行事の手伝い等
を中心に、ふれあい献血や薬物乱
用防止キャンペーンでの活動、赤

い羽根共同募金運動への協力な
ど、20年以上に亘り積極的な活動
を続けてきました。

統合した今年度からは、それぞ
れの活動を継承するとともに、初
めて湯沢市で開催された「全国ま
るごとうどんエキスポ」に商業科
の1、2年生がボランティアとし
て参加するなど、平成23年12月末
現在で延べ250人ほどの生徒が
様々な活動に参加しています（別
表参照）。

施設等からのボランティア依頼
については、担当教諭が各クラス
に参加を呼び掛け、要請人数に応
じて調整を行います。参加を希
望する生徒が多く、要請人数を超
えてしまう場合もあるそうです。

また、「自ら施設に活動希望を
連絡し、『自分にできること』を
進んで行おうとする積極的な生徒
も増えてきた」とのことです。

さらに、生徒会にはボランティ
ア委員会が設置されており、翔北
祭（学校祭）で東日本大震災被災
者への募金の呼び掛けを行うな
ど、生徒たち自らが企画し、活動
することもあります。

なお、湯沢市は県内でも有数の
豪雪地域のため、冬期は高齢者宅



野球部による高齢者宅の除雪ボランティア。

等での除雪ボランティア活動（地
元の社協に登録済み）が増えると
予想されます。

湯沢北高校入学と同時にボラン
ティア活動を始めたという3年の
女子生徒は、「福祉コースに入っ
た時から、『福祉』に関心があっ
た。将来は、福祉の仕事に就きた
いと考えているが、ボランティア
活動に参加し、その想いが一層強
くなった。」と話してくれました。

また、別の女子生徒は、「幼い
ころから憧れている職業があり、
将来は『福祉』とは別の道に進む
ことを考えている。それでもボラ
ンティア活動に何度も参加したの
は、たくさんの人との出会いが自

(別表) 平成23年度の活動状況 (平成23年12月末現在)

活動場所・ボランティア名称等	内 容	参加人数	
特別支援学校	運動会補助	8	
	学校祭補助	3	
高齢者施設	複合老人福祉施設	2	
	認知症対応型共同生活介護事業所	夏祭り補助	6
	特別養護老人ホーム	納涼祭補助	3
	在宅複合型施設	夏祭り補助	5
	養護老人ホーム	施設手伝い	2
障害者施設	認知症対応型共同生活介護事業所	施設手伝い	2
	障害者支援施設	スポーツ大会補助	10
障害者施設	複合施設	夏祭り補助	7
	障害者支援施設	夏祭り補助	7
その他	ふれあい献血キャンペーン	献血呼び掛け等	7
	〃	〃	3
	〃	〃	6
	薬物乱用防止キャンペーン	リーフレット配布等	9
	赤い羽根共同募金運動	校内での募金	—
	市主催イベント (うどんエキスポ)	運営補助、後片付け等	130
	東日本大震災募金運動	学校祭での募金呼び掛け	40
	車椅子修理	車椅子掃除・修理	3

分を大きくしてくれると実感したから。実際に、ボランティア活動を通して、様々なことを学ぶことができ、本当に良かった。」と答えてくれました。

今回の大臣表彰受賞について、担当教諭は、「生徒たちの頑張りがこのような形で認められ、非常に嬉しい。これからも自分たちができることを考え、地域と協力しながら取り組んでいきたい。また、2つの高校が統合して1つになったことで、ボランティア内容も多様化させていきたい。」と話

してくれました。

同校では、平成24年4月に専攻科(介護福祉科・生産技術科)が開科予定のため、専攻科に通う生徒たちのボランティア活動についても積極的に進めていきたいと考えています。

今年度、全国の高校でボランティア功労の大臣表彰を受賞したのは2校だけです。開校1年目に大きな賞を受賞した湯沢翔北高校。これからの活動にますます注目が集まります。

掲載広告の募集について

秋田県社会福祉協議会では、昨年11月のホームページリニューアルに併せ、広報「社会福祉あきた」及び本会ホームページに掲載する広告の募集を開始しました。

広報「社会福祉あきた」への広告掲載は、原則として1回発行単位とし、最大で年4回まで可能です。また、ホームページのバナー広告掲載は、原則として1ヵ月単位とし、順次延長することが可能です。

広告掲載料は次のとおりです(本会会員には料金の割引があります)。

(1) 広報「社会福祉あきた」広告

- ① 会員：1回1万円、年間3万円
 - ② 非会員：1回2万円、年間6万円
- (2) ホームページバナー広告
- ① 会員：1ヵ月5千円、6ヵ月2万5千円、年間5万円
 - ② 非会員：1ヵ月1万円、6ヵ月5万円、年間10万円
- ※ 広報「社会福祉あきた」の広告サイズはこのページ内にある広告と同様です。ホームページのバナー広告サイズについては、本会ホームページ(トップページ)で御確認ください。

● 問い合わせ先
秋田県社会福祉協議会
総務企画部 企画情報担当
Tel 018-864-2712

「がん」は治す時代へ。
アフラックの「がん保険」は もっとあなたを応援します!

Aflac

生きるためのがん保険 Days

募集代理店 **ナカイ株式会社 秋田支店**
〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F
TEL.018-866-1761(代) FAX.018-866-1762

お客様相談窓口へ **0120-712-816**

COROLLA Axio
期待どおりの安定感に心が落ち着くカローラアクシオ。

PASSO
助手席リフトアップシート車
助手席リフトアップシート&手動車いす用収納装置(電動式)

豊富なバリエーションで皆様のご要望にお応えいたします!!

トヨタカローラ秋田株式会社
秋田市寺内字神屋敷 295-37 ☎018-880-1500
カローラ秋田ホームページは [トヨタカローラ秋田](#) 検索

「ふれあい安心電話」システム推進事業

～24時間・365日体制で、援護を要する高齢者の心と身体を支えるサービスです～

この事業は、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯・日中ひとり高齢者等を対象に、孤独や孤立を防ぎながら安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるために平成3年から本会が行っている事業です。現在、秋田県内でおよそ2,700名が利用しています。

病気やケガ・火災など緊急を要する通報はもちろん、気軽な相談や話し相手としても応じることができ、特に緊急時には、状況に応じて地元警察や消防機関と協働して緊急車両を要請します。相談時には、地元社協や担当民生委員の協力を得ながら解決の手助けをいたします。また、利用者の通報操作は「緊急」または「相談」のボタンを押すだけなのでとても簡単です。昨年度は、緊急通報が127件、火災通報が10件、相談通報が226件ありました。中には、ガス台の火の消し忘れや魚の焼き焦がしなど危機一髪を食い止

めた火災通報もありました。古くから住み慣れた地域の自宅で、近隣住民や民生委員の協力をいただきながら、少しでも病気や火災の不安を取り除き、安心・安全な暮らしを続けられるようお手伝いいたします。



ふれあい安心電話

【問い合わせ先】

秋田県社会福祉協議会
総務企画部 生活相談支援担当
電話018-864-2713
または、お住まいの市町村社会福祉協議会まで

福祉現場では介護職の人材不足が課題

～『福祉のしごとセミナー』開催～

『福祉のしごとセミナー』は、福祉保健施設・事業所への就労を希望する方や関心のある方を対象に、福祉現場の求人状況や具体的な業務内容を理解していただくことを目的に毎年開催しています。

今年も、12月3日（土）、秋田県社会福祉会館で開催し、福祉施設職員やハローワークの職員から、福祉現場や県内の求人状況について説明をいただきました。



福祉の仕事について、分かりやすく説明していただきました。

や看護師、理学療法士などの福祉関連職業の有効求人倍率は、同時点で1.52倍と、他職種に比べ求人が多くなっています。

福祉保健人材センターの統計から、平成22年度有効求人職種別にみると、求人が一番多いのはホームヘルパーを含む介護職で、福祉関連職業全体の約60%を占めており、続いて看護職の約16%となっています。

このようなことから、福祉現場では特に介護職の人材が不足しており、いかに福祉職場への就労につなげていくかが大きな課題となっています。

秋田労働局の統計によると、平成23年3月時点の秋田県内の全職種における有効求人倍率は0.5倍で、求職者1人に対し求人が0.5人と、求職者の半数の方が仕事を見つけない状況にあります。これに比べ、介護職員

福祉保健人材センターでは、今後も求人の開拓とともに、福祉の仕事について関心を持ってもらうことを目的に、今回のセミナーのほか、就労していない福祉有資格者を対象にした就労支援や、高校生を対象に福祉の仕事に関心を持ってもらう事業を実施し、求人側が求める福祉人材の養成と求職者とのマッチングをさらに進めてまいります。

information

社会福祉法人への寄附金に「税額控除制度」が導入されました

これまで、個人が社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されてきましたが、税制改正法が成立し、一定の要件を満たした社会福祉法人は、所得控除制度に加え、税額控除制度との選択適用が可能となりました。税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いため、寄附者の層の拡大が期待できます。

平成23年6月に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」として成立・施行され、平成23年1月の寄附金から適用されています。

◆税額控除対象法人の要件◆

社会福祉法人が、税額控除対象法人となるためには、次の要件を満たし、法人の所轄庁（都道府県・指定都市・中核市）から証明書の交付を受ける必要があります。

1. 実績判定期間内において、次のいずれかを満たしていること

（※①、②の両方を満たす必要はありません。）

① 3,000円以上の寄附金を支出したものが、年平均で100人以上いること。

② 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。

2. 定款、役員名簿等の閲覧請求があつた場合には閲覧に供すること。

3. 寄附者名簿を作成し、保存していること。

【税額控除の場合】

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

を所得税額から控除（所得税額の25%が限度）

※平成23年分以後の所得税について適用

または

【所得控除の場合】

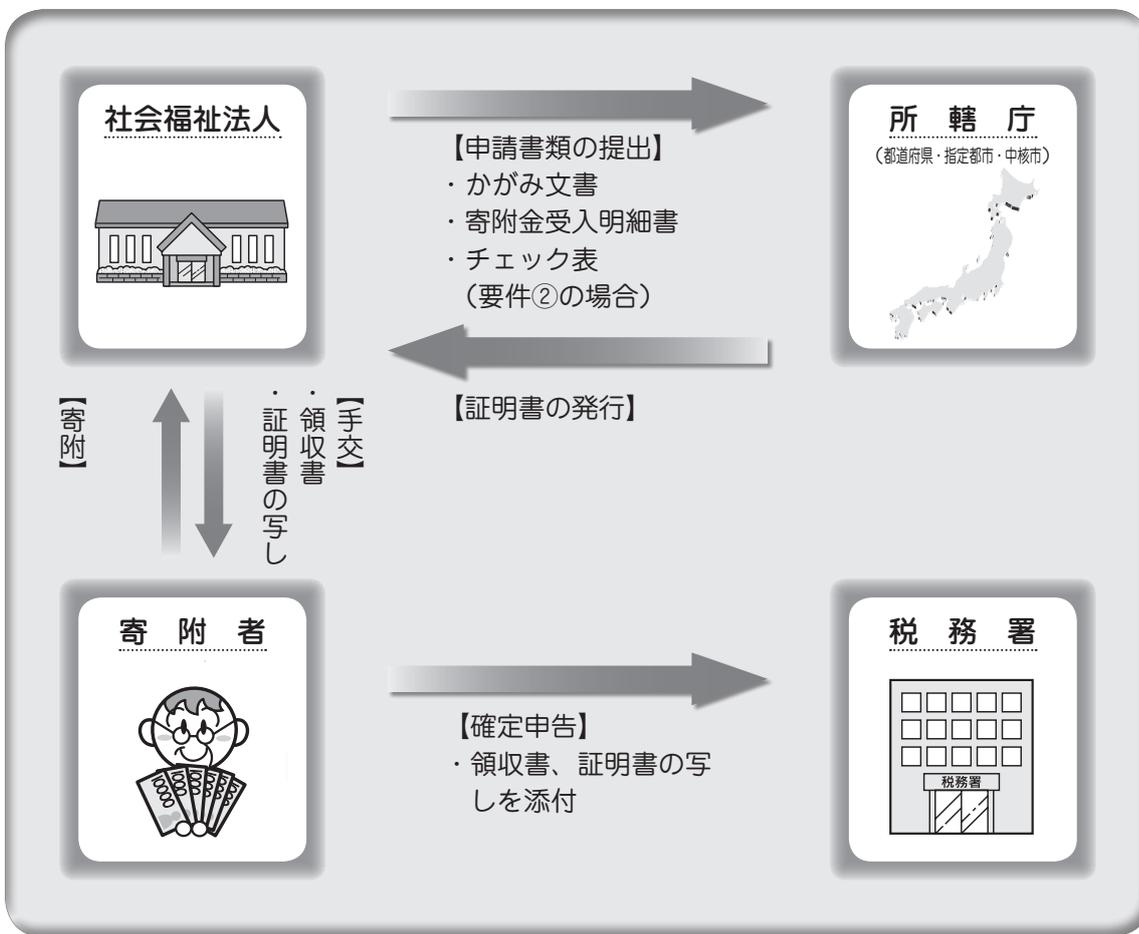
$$\text{寄附金額} (\text{所得の40\%が限度}) - 2,000\text{円}$$

を所得から控除

当該証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。その間、税額控除に係る新たな書類の提出は、必要ありません。

地域住民から支えられている社

協においては、寄附しやすい環境を整えるためにも、税額控除制度を導入することが特に求められます。



<http://www.fukushihoken.co.jp>

全国170万人加入!!

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

活動場所と自宅との往復途上の事故も補償

ボランティア活動のための学習会・会議などでの事故も補償

ボランティア自身の食中毒・熱中症・特定感染症もOK

天災タイプでは地震・噴火・津波によるケガもOK



年間
保険料

Aプラン … 280円

Bプラン … 420円

天災タイプもあります

*各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店にお問合せください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など



送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社

皆様の善意

【平成23年9月～12月末】

◎一般金銭預託◎

- ・匿名 100,000円
- ・そごう・西武労働組合秋田支部 様
- ・NPO法人モバイル・コミュニティ ケーシオン・ファンド 様
- ・NTTドコモ東北支社 様
- ・秋田県ヤクルト連合会 様
- ・株式会社伊徳 新国道店 様
- ・タプロス株式会社 様
- ・goodライフフェア2011 主催店一同 様
- ・あきぎん吹奏楽団 様
- ・NTT秋田グループ・チャリティ バザー事務局 様
- ・秋田県火災共済協同組合 様

◎指定金銭預託◎

- ・株式会社第一会館 様
- ・瀬下ワールドファミリー会 様
- ・社団法人日本オストミー協会 秋田県支部・公益財団法人日本盲導犬協会・社会福祉法人一羊会へ
- ◎物品預託◎
- ・北日本コンピュータサービス 株式会社 様
- ・スタンダードタイプ車椅子7台
- ・リクライニング式車椅子3台
- ・県内市町村社会福祉協議会 10カ所へ
- ・社団法人秋田県計量協会
- ・東北六県北海道計量協会連合会 様
- ・車椅子用体重計 1台
- ・秋田県社会福祉会館へ
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・古田敦也トークショー招待券11枚
- ・秋田県点字図書館・秋田県聴力障害者協会へ
- ・株式会社秋田放送 様
- ・点字カレンダー1150部



秋田県生命保険協会（田村文典会長）から、社会貢献活動の一環として、次の団体・施設に軽自動車及び福祉基金を贈呈いただきました。

（福祉巡回車両）

- ・大仙市社会福祉協議会
- （ふれあい福祉募金）
- ・地域活動支援センターあんず
- ・あゆみ小規模作業所
- ・通所センター男鹿浜辺の里
- ・地域活動支援センター根分け会
- ・地域活動支援センターふれあい

善意の配分状況

皆様から寄せられた預託金等を次のように配分させていただきました。

- ◎各種大会等への助成◎
- ・第47回児童養護施設「中学3年生の集い」へ
- ・第10回秋田県サウンドテーブルテニス選手権大会へ

災害遺児愛護基金事業関係

- ◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎
- ・秋田県自動車販売店協会 様
- ・秋田県労働福祉協議会 様
- ・秋田県トラック協会 様
- ・秋田県トラック協会 青年部会 様

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

- ・損保ジャパン秋田支店 様
- ・AIRジャパン秋田支部 様
- ・J・S・A秋田支部 様
- ・秋田春光懇話会 様
- ・ギヤラリー杉 様
- ・AIRジャパン秋田支部 様
- ・J・S・A秋田支部 様
- ◎災害遺児愛護基金事業給付金◎
- ・見舞金3件 600,000円
- ・激励金54名 1,620,000円

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
 総務企画部
 秋田市旭北栄町1-5
 TEL 018-864-2711